

(一) 県立高等学校職員の勤務時間の割り振りに関する規定

(趣旨)

第1条：この規定は、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間および勤務時間の割り振りに関する規則第3条の規定に基づき、県立宮古高等学校に勤務する職員の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(教諭等の勤務時間)

第2条：全日制課程に勤務する教員の勤務時間は次の通りとする。

〈月曜日から金曜日まで〉

午前8時30分から午後5時までを勤務時間とし、午後12時55分から午後1時40分までを休憩時間とする。 (平成29年4月改正)

(事務職員、司書、用務員の勤務時間)

第3条：全日制課程に勤務する事務職員、司書、用務員の勤務時間は次の通りとする。

〈月曜日から金曜日まで〉

午前8時30分から午後5時までを勤務時間とし、午後0時15分から午後1時までを休憩時間とする。 (平成21年4月改正)

(勤務を要しない日)

第4条：日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とする。但し、体育祭、学園祭、その他恒例の行事のためやむを得ない場合は勤務を要する日とし、後日(最も近い日)に、勤務を要しない日として振り替える。